

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 遡増定期保険の保険料の取扱いが改正に

Q：遡増定期保険の保険料の取扱いについて、通達が出されたと聞きました。その内容を教えてください。

A：これまでは、保険料の全額が損金算入されていましたが、この通達により、保険料の一部が資産計上されることになりました。

この取扱いの対象となるのは、契約者が法人、被保険者が役員・使用人、保険金受取人が法人で、保険期間の経過に応じて保険金が5倍までの範囲で増加する定期保険です。

上記に該当する保険は、保険期間の6割相当期間を経過するまでは、次の区分に応じて保険料の一部を資産に計上します。

区 分	資産計上
① 保険期間満了時年齢 > 60歳、かつ (加入年齢 + 2 × 保険期間) > 90 (②③に該当するものを除きます)	1 / 2
② 保険期間満了時年齢 > 70歳、かつ (加入年齢 + 2 × 保険期間) > 105 (③に該当するものを除きます)	2 / 3
③ 保険期間満了時年齢 > 80歳、かつ (加入年齢 + 2 × 保険期間) > 120	3 / 4

残りの4割に相当する期間では、保険料は全額損金に算入し、資産計上した累計額を期間の経過に応じて取崩し損金に算入します。

この取扱いは、平成8年9月1日より適用されます。既契約分については、平成8年9月1日以後に支払期日が到来する保険料から適用となり、既払込保険料について遡及適用はされません。

